特 記 仕 様 書

工 事 名：　令和8年度　知念城跡西側城壁修復工事

工事場所：　南城市知念字知念地内

工　　期：　契約締結日翌日から令和9年3月19日まで

工事概要：　石積修復工事　別紙図面及び数量統括表のとおり

Ⅰ．総 則

第１条　適用の範囲

１．　この仕様書は、南城市の施工する知念城跡西側城壁修復工事に係わる請負工事に適用する。

２．　この仕様書に記載されていない事項、及びこれによらない事項については設計図書の定めによる。

３．　本工事の施工にあたっては本仕様書によるほか沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

４．　設計図書に記載された事項は、この仕様書、図面、沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」並びに諸規格図書の順で優先する。

第２条　諸法規の遵守

受託者は、工事施工に当たりこの仕様書に明示されているもののほか、他の諸法規を遵守し、工事の円滑なる進捗を図ると共に、諸法令の運営適用は、受託者の責任と負担において行われなければならない。

第３条　官公署などへの手続

工事施工のため必要な関係官公署その他に対する諸手続きは、受託者の責任において迅速に処理しなければならない。又、関係者への周知徹底をはかること。

第４条　設計図書の照査

受託者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

第５条　協力義務

受託者は、発注者が行う遺構調査の撮影作業等に協力しなければならない。

第６条　工事関係検査

１．　受託者は、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。

２．　発注者は、工事検査に先立って、受託者に対して検査日を通知するものとする。

３．　検査職員は、監督職員および受託者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（１）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄え

（２）工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

第７条　施工監理

１．　受託者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するように、十分な施工管理をしなければならない。

２．　受託者は、沖縄県土木建築部が定める「土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。

３．　「土木工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

４．　受託者は施工管理のための提出書類として次に示す書類を提出しなければならない。

（１）施 工 計 画 書　　（４）出 来 形 管 理 図

（２）施 工 管 理 写 真　　（５）竣　　工　　図
（A3観音開き製本）

（３）工　事　日　誌　　（６）そ　　の　　他

第８条　工事写真

受託者は、施工前、施工中、施工後（完成）の順で、寸法状況などが明確に表示できるように撮影を行い、アルバムを作成して提出しなければならない。工事写真アルバム（ベタ焼含む）は製本による。なお、写真データについても納品すること。

第９条　安全管理

１．　受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考にし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

２．　受託者は、既設構造物等に損害を与えた場合には、自らの負担において速やかに補修し、構築物等の機能を回復しなければならない。

３．　施工中は本城跡の利用者に迷惑をかけないよう十分に配慮し、危険防止のために表示板の設置や危険個所をロープで囲うなどの安全対策をとらなければならない。

４．　受託者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故または第三者に損傷を与えた事故が発生したときは延滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

５．　受託者は、工事期間中及び供用時に崩れ落ちる恐れのある石積に対して、土のう袋を設置する等の対策をとらなければならない。

第10条　文化財の保護

１．　受託者は、工事の施工に当たって文化財の保護に努めなければならない。受託者は、埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合は、直ちにその保全に必要な範囲の工事を中止するものとする。又、受託者は、発注者にその旨を通知し、その指示に従うものとする。

２．　工事施工中、発見された文化財の発見者としての権利は、発注者が保有するものとする。

第11条　疑　　義

本仕様書に定めない事項又は本仕様書や設計図面の内容について疑義を生じた時は、そのつど担当監督員と協議のうえ実施する。

第12条　その他

１．　設計図及び仕様書に明示されていない事項であっても工事に必要であれば適切に処理すること。

２．　発注者は、次の各号の一に該当する場合は受託者に対して必要と認める期間、工事の全部又は一部の中止を命ずることがある。その場合、受託者は直ちにそれに従わなければならない。

（１）天候の悪条件により工事に損害を生ずる恐れのある場合。

（２）人命及び他の財産に害を与える恐れのある場合。

（３）石積の撤去や地面の掘削などの際に遺構が確認され、その記録が必要な場合。

３．　受注者は遺構が確認された場合、担当監督員の指示に対して誠実にこれに従い、協力しなければならない。